

第 22 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 22 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成令和元年 7 月 24 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 10 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形 正男君	猪川地域	鈴木 和雄君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（0 名）

事務局出席者

局長	飯 田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
係長	羽根川 恵一君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 22 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 22 回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

先日 19 日の農地の日の活動として行いました椿の植栽は、当初雨のため心配しておりましたが、作業中はたいしたこともなく、また椿館、大船渡市農協の職員の皆さん、大船渡東高校からは先生、生徒 2 名、農林課の皆さん、大勢のご協力の下、無事済ませることができました。地主の方も穴を掘っておいたり、椿の木を運んでくださったりとご協力していただき、作業も早く終わることができました。ありがとうございました。

17 日はマスタープランの実質化キャラバンということで、岩手県農業会議の高前田会長、岩手県農業会議の小原理事長、岩手県農林水産部農業振興課藤代総括課長の皆さんが来庁され、振興局と普及センター、大船渡市からは志田統括官、農林水産部からは鈴木部長、菅原部長、松川係長、農業委員会からは飯田事務局長と私が出席いたしまして、大船渡市の農業の現状を説明しました。1 か月前倒しとなっていて行なっている農地パトロールも早めに終わらせ、非農地判断をし、農林課へ渡すシートの作成をしていただきたいと思いますと思っています。

話は変わりますが福田陽介主任ですが、本日、体調を崩し早退をしております。以前より仕事の疲れとストレス、メンタル的なことで体調を崩しておりましたけれども、事務局内でも対応してきましたが、本格的に今月から始まった農地パトロールも負担になっていると思われまます。事務局内でも少ない人数で仕事しております。一人抜けると、他の人に今度は負担がかかってきますが、農業委員、推進委員の皆さんも、できるだけ福田主任に頼らないよう同地区の委員同士で対応していただきたいと思います。

暑い時期の農地パトロールですけれども、熱中症等は十分気をつけるようお願いいたします。まして挨拶いたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 10 名であります。

ここで事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

○局長補佐（細谷真実君） 事務局からです。先月ですね、村上優司農地利用最適化推進委員から質問のあった事項についてお答えしたいと思います。皆様のお手元に資料 1、資料 2 というシートがあると思います。まず資料 1 から農地中間管理事業に貸し付けた農地の課税軽減についてということ、この前ですね、柏崎コーディネーターがお話ししたことが、これが表にしたものです。出し手にはこういうメリット。この他にですけれども、出し手のメリットは、仮に全部、軽減の税であれば所有者だけれども、所有者のように 680㎡が所有者の農地だったんですけれども、それを全部農地を出してリタイアしたような場

合には、経営転換協力金というものが出ることになります。これは今年の単価で言えば10a当たり1万5,000円で、年に1回ではなく、リタイアした時に1回。私の方で計算しますと、去年の条件で計算しますと1万200円ほど、所有者にはそういうものが出るということになります。一方、別な所有者の息子さんは自留地をですね、田も自分のところで耕しておりますので、この方は全部担い手に農地に出したわけではないので、この方には出ません。そしてあと出し手には、このように税的なメリットと、それから今言ったとおり、全部農地をリタイアしたら経営転換協力金。それから地域には、川原地域ですけれども、吉浜のね、それは新規に集積した場合には、やはりその何ですかね、地域の割合に応じて、そしてまた国の予算に応じて協力金が配分されるということを伺っております。毎年これですね、改定されておまして、今年の方に関してはまだ不透明な状況だということですが、平成27年からどんどんこの単価は変わっております。それから廃止されましたが、昔は耕作する方にも、平成27年当時は耕作者集積協力金というものがありました、耕作者にも。ただしそれは廃止されております。耕作者のメリットは何かというと、1人の担い手に集約することによってメリットというか、効率的に生産ができるということがメリットになります。これが大体出し手、受け手、それから地域へのメリットです。

つぎに、資料2に移ります。これはですね、利用意向調査というところで質問が出たんですけれども、これは3、4ページがそれから続いているんです。続いていて、利用意向調査に基づく利用関係の調整、農地法第34条ということで、農業委員会は利用意向調査により確認した農地所有者の意向を勘案しつつ、農地の農業上の利用増進が図られるよう次のとおり農地の利用調整、発展等を考えることとなっております。まず農地中間管理機構に通知できるのは農業振興地域内です。農地中間管理機構を利用できるのは農業振興地域内。大船渡市であれば、例えば三陸町は農業振興地域内に入っておりますね。赤崎町の永浜から合足までが農業振興地域内に入っていると、各地区に農業振興地域が大船渡市であればあります。そのまま農地中間管理機構に通知できる。それから外れた白地と言われる農業振興地域内でないところはどうかというと、農地集積円滑化団体に通知できる。それで斡旋してもらうことができる。これは大船渡市の場合はJAに、こういう農地が誰か使ってくれないかということを知りたくて斡旋してもらうことができる。次のページ③斡旋受付の利用関係ということですが、農地利用意向調査、自ら所有権の移転や賃借権の移行を行う意思がある者の農地、また機構が受け入れられなかった農地は、結局自分でも受け手を探せないし機構も受け入れなかったよという農地は、農業委員会の他、関係する機関で連携しているような斡旋事業を活用しながら農地の貸し付けを促しなさいよということです。そしてその次ですけれども、村上優司推進委員からの質問ですけれども、受け手となる担い手をみつけることが困難な農地についてはどうかというと、六次産業化施設、これはどういう施設かということ、産直とか、あと味噌作りの加工場とか、あとは農園の事務所とか、そういうような六次産業化施設。それから今言ったような農園と一体化されたもの

とか、あと再生化のエネルギー施設となっておりますけれども、これはいわゆる永久転用の太陽光発電の施設ではなく営農型太陽光発電の施設のことをさします。営農型という大船渡にはありませんが、内陸の方ではですね、一関市とか大槌町でパネルの下に、例えば日陰を好む作物とか、余り日照に影響のない例えば蕨とか、日照に強いカボチャとか、そのようなものを栽培しておるそうです。ただ、営農型のエネルギー施設というのは、毎年報告しなければならないとか、その土地の日の当たるところの8割の収穫をしなければならないとか、いろいろ縛りがある施設になります。こういうものもあります。それから地域農業の振興に変わる利用施設であること。そういうふうに、これは3ページにわたって利用意向調査に基づく利用関係の調整をなさいというところで農振地域はここ、白地地域はここ、それから外れたものは農業委員会とか関係機関が頑張るようになる。それから産直とか他の施設にいろいろ考えなさいよということをお話ししております。私の方からは以上です。

○議長（菊地英浩君） 次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月の6月27日の開催の総会以降の経過報告でございます。主なものといたしましては、6月28日に盛岡市におきまして岩手県農業会議定時社員総会が開催されまして、菊地会長と私が出席をいたしました。それから7月11日から23日にかけて、市内3地区において農業者年金に係る特定処分対象農地調査を行っております。対象地区の農業委員、推進委員の皆様にはご協力をいただきました。たいへんありがとうございました。なお調査の結果等につきましては、この総会終了後の事務連絡においてご報告をさせていただきたいと思っております。次に7月12日には大船渡プラザホテルにおきまして叙勲・褒章受章祝賀会が開催をされたところでございます。菊地会長が出席をいたしております。それから16日には県の農業会議常設審議委員会が開催されました。会長と細谷局長補佐が出席をいたしまして、先月開催いたしました総会において許可相当と決した案件について諮問をし、異議なしの決定をいただき、後日、許可証の交付を行っております。17日には農地集積・集約化推進市町村キャラバンということで、県の農業振興課総括課長、農業会議の会長、それから農業公社の理事長が来庁いたしました。これは先ほど会長が説明したとおりでございますので、中身については省略をいたします。次に18日には菊地会長と羽根川係長が農業者年金PR用のチラシ配付のためJAの本店、各支店を訪問しまして、PR等のご協力をお願いしてきたというところであります。次に19日には「農地の日活動」として椿の植樹、それから茶畑の除草の作業をしていただきました。会長の挨拶の中にもございましたけれども、雨で条件が悪い中、4箇所36本の苗木を植えることができました。皆さん、たいへんお疲れさまでございました。

次に次回総会までの行事予定でございます。7月30日に盛岡市で令和元年度いわてポラ

一ノの会第2回理事会が開催をされますので、廣澤農業委員が出席する予定となっております。それから31日には盛岡市で開催されます令和元年度地域農業マスタープラン話し合いコーディネート手法研修会でございます。これには鈴木、中村農業委員さん、それから浅野推進委員さん、それから事務局から2名が出席をする予定となっております。次に8月7日には盛岡市におきまして農業者年金加入推進特別研修会が開催されます。菊地会長、私、係長が出席をする予定であります。それから9日には第41回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されまして、これには細谷局長補佐が一名で出席をします。なお8月9日には、記載はございませんが、大船渡市農業振興対策協議会の第1回の会議が開かれる予定であります。これには会長が出席されることになっております。22日には東北・北海道ブロック女性農業委員研修会が開催されます。女性農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、それから私が随行で出席をする予定としております。それから27日でございますけれども、矢巾町農業委員会が視察研修ということで、本市を訪れる予定になっております。当農業委員会との合同研修ということで計画をさせていただいております。詳細につきましては、この総会終了後に事務連絡で説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。最後になりますけれども、次回第23回総会は8月29日を予定しておりますので、よろしくお願をいたします。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の羽根川係長、議事録署名人には1番金野たか子農業委員、2番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、相続による権利の取得。7月3日届出、7月3日受理。2番、相続による権利の取得。7月8日届出、7月8日受理。次のページをお開きください。3番、相続による権利の取得。6月13日届出、6月13日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可処分取消についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は4件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑。交換。農地を交換し耕作しやすいようにする。大型機械はトラクター1台、運搬車1台を所有しております。2番、登記地目、現況地目ともに畑。交換。農地を交換し耕作しやすいようにする。大型機械はトラクター1台、運搬車1台を所有しております。次のページをお開きください。3番、登記地目、現況地目ともに田。売買。総事業面積としては9,354㎡。夏イチゴ栽培ということです。これは大船渡市が地域未来促進法に基づく地方推進交付金を活用した地方創生推進事業、夏イチゴ産地化プロジェクトの一環で、越喜来浦浜地区の被災跡地にハウスや研究施設を整備し、夏イチゴのブランド化を図っていくとしております。譲受人は総事業面積9,354㎡のうち5区画にハウスを配置し、堆肥場等も配置する計画です。大型機械は草刈機1台を所有しております。4番、登記地目、現況地目ともに畑。賃貸借。こちらは路地でイチゴ、カボチャ、ハーブなどの栽培を行いたいということです。大型機械は草刈機1台を所有しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番と2番について7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。議案第1号の番号1と番号2を続けて報告をいたします。現地の確認と所有者からの聞き取りは21日の午後実施いたしました。図面を見ていただければわかりますが、この真ん中に大きな道路がありますけれども、これが市道でございます。県道日頃市一唐丹線に接続しています。今回の3箇所場所は、この市道から全部見える場所にあります。番号1の畑9aは譲受人の自宅の西、裏側にあります。現況は草地になっていますが、譲受人は草刈りをしてきれいに維持管理をしております。次に番号2の畑2aは、譲受人の自宅南側のすぐ目の前にあります。現状は譲受人が家庭菜園として利用し管理をしております。それから、畑8aは譲受人自宅脇の市道を北西に20m進んだところの細長い土地になっております。ここは譲受人が草刈りをして

維持管理をしているということでございます。このように自宅から近いところに位置している農地を相互に管理していることから、所有権が移転しておるということで合意をし、今回の申請になったと、したということでございます。以上です。よろしく願いをいたします。以上であります。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号1番と2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番と2番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号3番と4番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員(岡澤成治君) 推進委員の岡澤です。農地法第3条第1項申請の番号3番、それから4番について報告します。まず3番についてですけれども、今日差し替えた資料を見ていただきたいんですけども、県道と市道に挟まれました整地済みの更地、一番北側の土地であります。譲受人は、先ほど事務局から説明あったとおり、夏イチゴ栽培に取り組んでおり、今回の規模拡大をすることで大船渡市から津波被災地を整備した作業用地を借りることになったものですが、譲渡人の土地は防集による買い取りではなかったために、直接譲受人が今回購入するものだそうです。建物は建てずに肥料置場、資材置場として使用する考えとなっております。なお市から宅地についても正式な契約後にイチゴハウスを整備するという計画なそうです。

次に番号4番について説明します。場所は同じく県道の山側と海側です。1筆は県道と同じ高さ。1筆は県道の法面下110mぐらい下の細長い土地です。土地は現在、白地となっており、県道下は少し草が高くなっているようでした。借受人はこの場所ではカボチャ栽培をして、加工品等を取り組みをしたいとの考えのようです。なお2件については大船渡市が関係し進めている事業とのことで、7月18日、企画調整課の山口さんから電話で聞き取りをしたものです。また現地調査は事務局の羽根川さんと一緒に見てきました。特に問題はないものと思われま。以上のとおり報告いたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号3番と4番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番と4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番と4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 6ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、転用目的・施設等、倉庫1棟15㎡、駐車場6台、通路。転用理由、居宅と一体利用したい。これは追認案件となります。全部追認案件となります。2番、転用目的・施設等、居宅2階建1棟60.86㎡、駐車場3台、45㎡、通路・庭等96.64㎡、法面10.50㎡。転用理由、現住宅の老朽化による新居の建築のため。立地基準につきましては1番、2番とも第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については、1番については全部追認案件のため資金の確保済みであり、2番については金融機関の事前申請により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番(熊谷玲子君) 議案第2号1番について報告します。自宅新築にあたり、近くにいる従兄弟の方から連絡を取っていただき、夕方6時頃訪問していただきました。申請地について尋ねましたが、幼い頃のことと余り記憶がないということでした。ただ、ワカメ養殖するために倉庫として使用していたと言っていました。この度、新築することにあたって申請したいとのことでした。以上で報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申があった後の許可となります。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号2番について2番鈴木力男農業委員からお願いします。

○2番（鈴木力男君） 2番鈴木です。議案第1号2番について農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人より聞き取り確認をした結果を報告いたします。7月21日に申請人より聞き取り調査をし、その後現地調査をしました。現在は野菜等を栽培しております。自宅が老朽化して新しい自宅を新築したいということでした。申請地の北側は山林で南側は農地でしたが、耕作しておらず、影響はないものと思われま。以上、報告いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、転用目的・施設等、現場事務所1棟27.6㎡、倉庫及びトイレ2棟8.1㎡、駐車場5台外337.3㎡。転用理由、大船渡一広田一陸前高田線船河原地区道路改良舗装工事のため。令和元年7月26日から令和3年3月31日までの一時転用としたいということです。2番、居宅2階建1棟92.74㎡、駐車場5台。現住所は敷地が狭く駐車スペースもないため、当該地へ移転新築したい。当該地は令和元年5月14日に譲渡人が、その父上より相続した土地です。令和元年5月4日に報告しております。1筆は平成14年、お亡くなりになったお父さんが物置及び駐車場として5条転用ということで取得しておりました。もう1筆は昭和46年にご自分が居宅建設ということで取得しておりました。その後住宅敷地として全部整備しないままにお父さんが亡くなり、この度、譲渡人が相続したものです。その間、所有権は元の所有者からお父さんに移動したものの、転用は行われず、転用というのは、その家を建てたいとか全部駐車場にしたいとかというような計画であったんですけれども、それらの転用は行われず、地目も現況も農地のまま現在に至っているものです。このような場合、農地転用は一身転用の許可ということで相続人には引き継がれません。それで現所有者である譲渡人が所有権を移し、許可を新たに申請しなければならないということです。ただし、父親の代で一部住宅敷地となった分に関しては登記転用の状態であったため、追認案件には該当しないということを申し添えます。3番、転用目的・施設等、居宅2階建1棟72.87㎡、駐車場2台。転用理由、現在県営住宅住まいのた

め、当該地を取得し自宅を建築したい。立地基準については3番は第3種農地に該当し、許可基準を満たしております。1番、2番については第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については金融機関の融資証明書等で資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第3号1番と2番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1番の許可内容をご説明いたします。まず申請地のご説明をいたします。地図は5ページにあります。県道38号線が東日本大震災で道路が寸断され、細浦地区が陸の孤島と化したことから、現在末崎町船河原を基点とする主要地方道大船渡－広田－高田線、船河原地区道路改良改装工事の建設中でありまして、発注者は沿岸広域振興局土木部、工事期間は令和3年12月6日まで、予算は13億6,080万でございます。7月19日午後3時、借受人を訪問し、現場代理人及び職員の方からお話を伺ってまいりました。申請地付近は道路建設予定地になっており、起伏の激しい地域で、申請地の高低差は10mから15mぐらいあります。この谷を埋めて道路を建設すると、長期間の工事となることから、申請地を借り受け、現場事務所、従業員休憩所を建てる予定でございます。申請地のところは平坦ですが、申請地南側から沢に向かって急斜面になっており、周りは工事に下がることを掘削調査が進められておりまして、事務所建設により他に及ぼす影響はないものと思われまふ。土壌に関することは原型に復し返還するというところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは議案第3号の2番について調査の説明を行います。地図は6ページになります。地図でおわかりのように、16軒ほどの住宅が密集しており、申請地だけが畑として耕作され、家庭菜園としてネギ、大根等が作られております。7月の20日夕方、譲受人宅を訪問し、お父さんからお話を伺ってまいりました。譲渡人と譲受人は隣同士でございまして、権利関係のところは贈与となっていたことから譲渡人との間柄をお伺いしたところ、譲渡人の実家が譲受人の家で、譲受人のお父さんと譲渡人は叔母と甥になります。譲受人は6人家族で子供たちも成長し手狭になり、転用理由に記載されておりますように、駐車場もないため、叔母の譲渡人から申請地を贈与され住宅を新築するものです。住宅資金は農業委員会にもう届けてあるということで、浄化槽を設置し、生活用水は隣接する市道の側溝へ排水いたします。地図でおわかりのように、南側から東を通り、北の方向へ道路が囲まれておりまして、南側には神社があり、周りには農地が一切なく、他に及ぼす影響はないものと思われまふ。ご審議のほどお願ひいたします。

○議長（菊地英浩君） 初めに議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号3番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第3号3番につきまして7月22日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。周囲は宅地に囲まれておりますが、北側は11月の第14回総会で、東側は2月の第17回総会で宅地への5条申請が許可された農地の申請地は残地部分となります。申請地は更地の休耕地の状態です。申請に至った経緯ですけれども、譲受人は現在、県営住宅住まいで、自宅建設の土地を不動産業者に依頼して探したところ、申請地を紹介されたということでもあります。周囲への影響ですけれども、申請地の周囲一帯は宅地で農地はなく、隣接する市道に側溝が整備されており、排水による悪影響もないため、農地への影響はないものと判断されます。報告については以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 8ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

願出件数は1件です。1番、非農地の事由、平成元年当時より隣地(宅地)と一体化した住宅敷地として利用されている。長年宅地として利用されており、登記簿地目も農地ではないと考えていた。始末書を徴しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いいたします。議案第4号1番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第4号の1番につきまして7月22日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。11月の第14回総会にて私道敷地として第4条申請が許可された土地の北側に隣接しております。申請地の南側は私道、北側は住宅敷地として高さ2mほどの生垣が植栽されており、申請地はその庭敷地の法面部分となっております。申請に至った経緯ですけれども、申請地と北側の住宅敷地は、元々申請者水田であります。平成元年に住宅移転新築したいということで、申請者所有の水田を農地転用して住宅敷地を提供しました。その際、申請地の南側に細い通路があり、その通路を市営住宅の子供たちが小学校へ向うための通路として利用しており、大船渡市でその通路を拡幅整備するという計画を聞いていたため、申請地は将来の通路敷地として分筆して残しておいたということでもあります。しかし、その計画もなくなったようで、現在は自宅の庭敷地と一体化している状態なので、今回の申請に至ったということでもあります。周囲への影響ですけれども、申請地は既に住宅敷地と一体化しているため、周囲への影響はないものと思います。報告については以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第22回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後2時51分閉会